

第1回

蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会

日時：平成25年2月20日(水) 13:30～15:30
場所：メルパルク仙台 5階 リアン
司会：新庄河川事務所 技術副所長

議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨拶 新庄河川事務所長
3. 委員紹介
4. 設立趣意書について
5. 委員会規約について
6. 公開方法について
7. 委員長の選出
8. 議 事 進行：委員長
 - 1) これまでの経緯について
 - 2) 火山噴火緊急減災対策砂防計画の概要
 - 3) 蔵王山の現状把握
 - 4) 噴火シナリオの作成
9. 閉 会

■蔵王山火山噴火緊急減災砂防計画検討委員会 名簿

委員構成	氏名	所属・役職等
学識経験者 (アルファベット順)	伴 雅雄	山形大学 理学部 教授
	井良沢 道也	岩手大学 農学部 教授
	丸井 英明	新潟大学 災害復興科学研究所 教授
	西村 太志	東北大学大学院 教授
	大場 司	秋田大学 工学資源学部 准教授
行政機関 (市町村)	市川 昭男	山形市長
	横戸 長兵衛	上山市長
	村上 英人	蔵王町長
	小山 修作	川崎町長
	風間 康静	白石市長
	梅津 輝雄	七ヶ宿町長
行政機関 (国)	嶋崎 省	林野庁 仙台森林管理署長
	崎野 健輔	林野庁 山形森林管理署長
行政機関 (県)	佐藤 宣行	宮城県 総務部 危機対策課課長
	伊藤 一彦	宮城県 土木部 防災砂防課課長
	須藤 勇司	山形県 環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課課長
	佐藤 義治	山形県 県土整備部 砂防・災害対策課課長
専門機関	石塚 忠範	(独)土木研究所 火山土石流F-1 上席研究員
	吉田 明博	気象庁 仙台管区气象台 火山防災情報調整官
	菅原 寿	気象庁 山形地方气象台 防災業務課長
国土交通省	横山 喜代太	東北地方整備局 河川部 流域・水防調整官
	桜田 昌之	仙台河川国道事務所長
	花岡 正明	新庄河川事務所長
事務局	新庄河川事務所 調査課 仙台河川国道事務所 調査第一課	
備考		

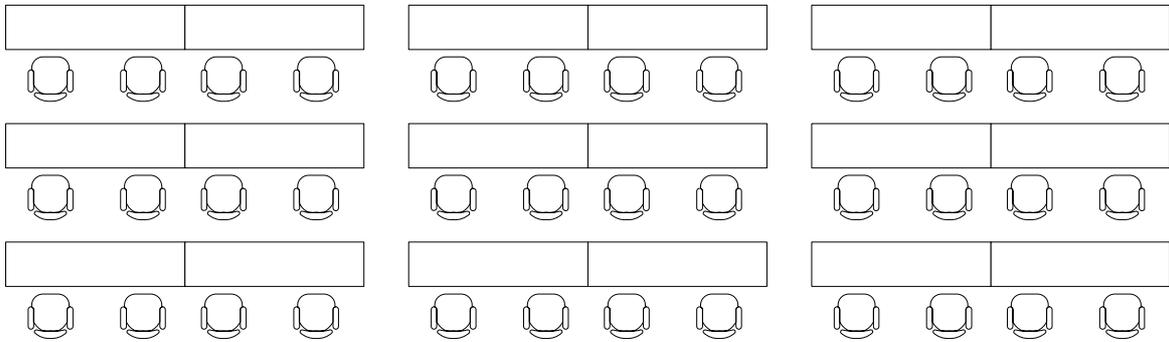
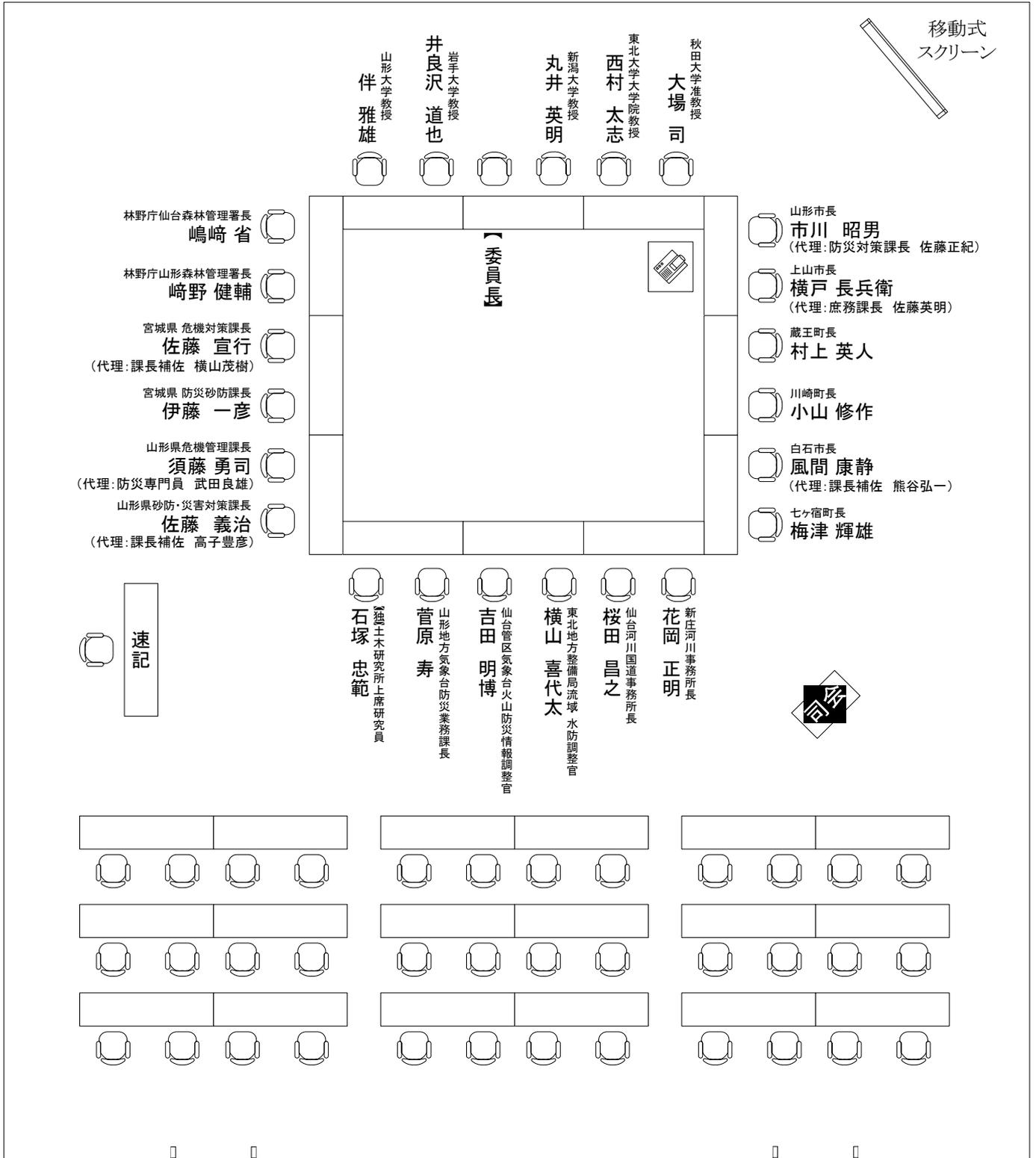
■第1回蔵王山火山噴火緊急減災砂防計画検討委員会 出席者名簿

氏名	所属・役職等	出欠	代理出席者
伴 雅雄	山形大学 理学部 教授	○	—
井良沢 道也	岩手大学 農学部 教授	○	—
丸井 英明	新潟大学 災害復興科学研究所 教授	○	—
西村 太志	東北大学大学院 教授	○	—
大場 司	秋田大学 工学資源学部 准教授	○	—
市川 昭男	山形市長	代理	防災対策課長 佐藤 正紀
横戸 長兵衛	上山市長	代理	庶務課長 佐藤 英明
村上 英人	蔵王町長	○	—
小山 修作	川崎町長	○	—
風間 康静	白石市長	代理	民生部生活環境課 課長補佐(防災担当) 熊谷 弘一
梅津 輝雄	七ヶ宿町長	○	—
嶋崎 省	林野庁 仙台森林管理署長	○	—
崎野 健輔	林野庁 山形森林管理署長	○	—
佐藤 宣行	宮城県 総務部 危機対策課課長	代理	課長補佐 横山 茂樹
伊藤 一彦	宮城県 土木部 防災砂防課課長	○	—
須藤 勇司	山形県 環境エネルギー部 危機管理・ くらし安心局 危機管理課課長	代理	防災専門員 武田 良雄
佐藤 義治	山形県 県土整備部 砂防・災害対策課課長	代理	課長補佐 高子 豊彦
石塚 忠範	(独) 土木研究所 火山土石流チーム 上席研究員	○	—
吉田 明博	気象庁 仙台管区气象台 火山防災情報調整官	○	—
菅原 寿	気象庁 山形地方气象台 防災業務課長	○	—
横山 喜代太	東北地方整備局 河川部 流域・水防調整官	○	—
桜田 昌之	仙台河川国道事務所長	○	—
花岡 正明	新庄河川事務所長	○	—

第1回 蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 座席図

メルパルク仙台5F
「リアン」

平成25年2月20日(水)
13:30~15:30



蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 設立趣意書（案）

蔵王火山は、仙台市南西約 40km、山形市南東約 15km の奥羽山脈上に位置する成層火山であり、有史以降 40 回ほどの噴火記録が残っている活火山です。特に 1227 年の噴火は噴石により人畜に被害が多数発生するなど、比較的規模が大ききものであったと考えられます。また、それ以降でも 20 回以上の噴火活動があり、1876 年（慶応 3 年）の噴火では、御釜の湖水が沸騰してあふれ、近くの温泉で保養していた 3 名が死亡しています。

現在、蔵王山の周辺は火山の作り出す景勝地やスキー場、温泉を目的に訪れる観光客が多く、観光は地域の重要な産業となっています。

山麓には宮城県白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形県山形市、上山市が広がり、東北自動車道や山形自動車道などの重要交通網が通っているため、大規模な噴火に至った場合には、これら保全対象に大きな被害を与えることが予想されます。このため、いっどこで起こるか予測が難しい火山噴火に備え、早急な対策の実施が求められています。

しかし、火山噴火に起因する土砂災害を防止するための施設整備には、多大な事業費と長い期間を必要とします。このため、2007年4月に国土交通省砂防部により策定された「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）するために「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を作成することとしました。

火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討にあたり、蔵王山の過去の噴火実績及び被害想定から被害拡大を考慮すべきであること及び火山防災および砂防に関する高度な学術的知見と行政的知見が不可欠であることから、学識経験者ならびに行政担当者から構成される「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」を設置します。

「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」規約（案）

第1条（趣旨）

この規約は、「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

本委員会は、宮城県・山形県にまたがる蔵王山の噴火に起因する土砂災害を軽減するための緊急時対策（ハード対策及びソフト対策）を、効率的かつ効果的に実施するため「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を策定することを目的とする。

第3条（組織等）

委員会は、新庄河川事務所長が設置する。

2 委員会の委員は、新庄河川事務所長が委嘱する。

第4条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。

3 委員長に事故があった場合には、委員長が予め委員の中から指名する者が職務を代行する。

第5条（委員会）

委員会は、委員長の了解を得て、新庄河川事務所長が招集する。

2 委員の任期は、平成26年3月31日とする。

3 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

第6条（公開）

委員会の公開方法については、委員会で定める。

第7条（事務局）

委員会の事務局は、新庄河川事務所と仙台海川国道事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成●●年●●月●●日より施行する。

蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会に関する公開方法

(案)

1. 会議の公開

- (1) 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。ただし特段の理由があるときには、非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 会議概要の公開

- (1) 蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会の議事について、事務局が議事要旨を作成するものとする。
- (2) 閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所
国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所

以上

蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会に関する傍聴規定

(案)

1. 「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (3) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (4) 傍聴人は、委員会で秘密会とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (5) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (6) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

以 上